

公告第 256 号
平成 27 年 1 月 13 日

被保険者各位

共同通信社健康保険組合
理事長 中屋 祐司

◎出産育児一時金の内訳見直しについて

健康保険制度の見直しに伴い、平成 27 年 1 月 1 日以降に生まれた子供から補償対象基準等が変更になりました。産科医療補償制度加算の対象となる出産育児一時金（家族出産育児一時金）支給額は 42 万円のまま、内訳が変わりました。

内訳は、①出産育児一時金（家族出産育児一時金）39 万円から 40 万 4 千円、②加算部分（産科医療補償制度対象の出産における加算額）3 万円から 1 万 6 千円になりました。

被保険者、被扶養者が出産したとき、1 児につき 40 万 4 千円を支給、産科医療保障制度に加入する分娩機関で出産したときは 42 万円を支給します。

制度変更等についてお問い合わせがありましたら、健保組合事務局（内線 8038）までご連絡ください。

【参考 URL】

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/i-anzen/sanka-iryuu/index.html

以 上